

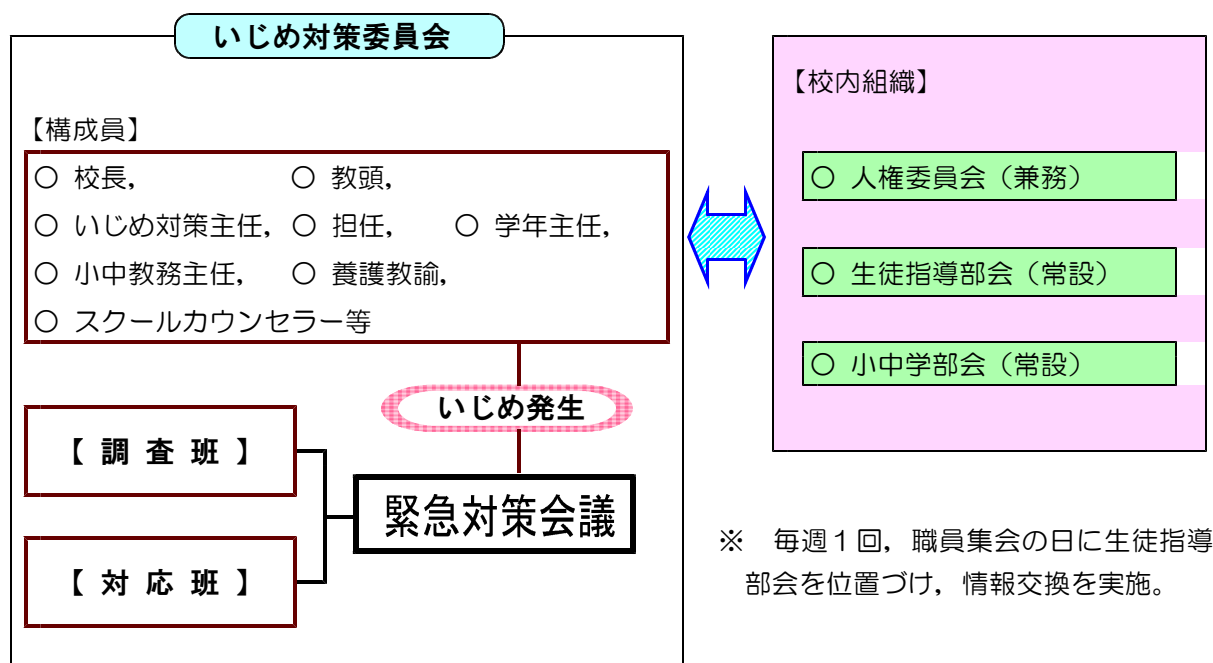
〔Ⅴ〕 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行うことが必要である。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開すると求められる。本校に於いては、いじめ問題への組織的な取組を推進する為、「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについては、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置について

- いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、いじめ対策主任（生徒指導主任が兼務）担任教諭、小中教務主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態に応じて柔軟に対応することも考える。
- いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《 いじめ対策委員会組織（例） 》



※ いじめ発生時は、近畿有対策会議を開催し、事案に応じて、調査班・対応班等を編制し、対応にあたる。

※ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議に於いて報告し、共通理解と周知徹底を図る。

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

チェックポイント

- ◆ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験活動、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ◆ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ◆ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応しているか。

3 監督官庁、警察、関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主任の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など所謂「顔の見える連携」が大切である。

① 監督官庁との連携について

学校に於いて重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けることが大切である。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

② 出席停止・転学退学措置について

児童生徒に対しては、日頃からきめ細かな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、「いじめ対策委員会」と連携し出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置する必要がある。

出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等は、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜く為に、必要があればいじめた児童生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することは規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し児童生徒の将来を見据えた指導を行う。

【学校法 第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることは出来る。ただし、体罰を加えることはできない。

【学校法施行規則 第13条】

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては、生徒等の心身の発達に応じる等教育上、必要な配慮をしなければならない。

1. 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
2. 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
3. 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

③ 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互紀要力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

④ 地域等その他関係機関との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

<少年サポートセンター>

主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪から守る活動や立ち直り支援などの活動を行う。

<こども家庭センター>

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開している。